固定資産の減損に係る注記事項

減損を認識した固定資産

1．伏木宿舎（土地）

⑴　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

①　用途　伏木宿舎

②　種類　土地

③　場所　富山県高岡市

④　帳簿価額　110,100,000円

⑵　減損の認識に至った経緯

当該宿舎は当事業年度から入居者不在の状況となり、一部宿舎機能を残し倉庫として利用していますが、今後は宿舎及び倉庫としての需要が見込めないことから、平成21年11月に処分することを決定したため、減損を認識しました。

⑶　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額

損益計算書に計上した金額　0円

損益計算書に計上していない金額　24,119,846円

⑷　回収可能サービス価額の算定方法の概要

正味売却価額として、最も隣接する地価公示である都道府県標準値価格の承継時（平成17年10月１日）直近の価格と減損認識時直近の価格比に不動産鑑定評価額（平成17年10月１日時点）を乗じて算定しました。

2．伏木宿舎（建物、建物附属設備及び構築物）

⑴　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

①　用途　伏木宿舎

②　種類　建物（建物附属設備及び構築物を含む）

③　場所　富山県高岡市

④　帳簿価額　27,430,946円

⑵　減損の認識に至った経緯

当該宿舎は当事業年度から入居者不在の状況となり、一部宿舎機能を残し倉庫として利用していますが、今後は宿舎及び倉庫としての需要が見込めないことから、平成21年11月に処分することを決定したため、減損を認識しました。

⑶　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額

損益計算書に計上した金額　0円

損益計算書に計上していない金額　27,430,905円

⑷　回収可能サービス価額の算定方法の概要

現時点では使用予定はなく、また老朽化が激しく耐震補強も未実施であること等から売却も著しく困難であるため、取り壊しを予定しており、使用や売却が見込まれる状況ではないことから、回収可能サービス価額は０円とし、備忘価額（１円）で評価しています。

金融商品の時価等の開示に関する注記事項

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債に限定し、資金調達については国立大学財務・経営センターと民間金融機関からの借入に拠っております。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人法第47条の規程に基づき公債のみを保有しており株式等は保有しておりません。また、未収附属病院収入は、国立大学法人富山大学予算決算及び出納事務取扱規則に沿ってリスク管理を行っております。

国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金（一部は民間金融機関からの借入金）の使途は附属病院及び学生寮の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入を実施しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差　額
⑴　現金及び預金	8,532,516,933	8,532,516,933	—
⑵　有価証券及び投資有価証券	1,572,543,108	1,607,687,600	35,144,492
⑶　未収附属病院収入	2,361,766,451		
徴収不能引当金（＊２）	△　28,804,823		
	2,332,961,628	2,332,961,628	—
⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金	（11,379,991,435）	（11,765,258,036）	△　385,266,601
⑸　リース債務	（1,911,099,849）	（1,893,771,513）	17,328,336
⑹　未払金	（6,829,751,025）	（6,829,751,025）	—

（＊１）　負債に計上されているものは、（　）で示してあります。

（＊２）　未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴　現金及び預金並びに⑶未収附属病院収入

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金、⑸リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しております。

⑹　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年３月10日）を適用しております。

賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記事項

当法人は富山県内において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（追加情報）

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号平成20年11月28日）を適用しております。